

マネージメント・レター No.275

安定器取替込みのLED取替費用も基本的に修繕費

表題の件について、国税庁質疑応答事例の見解が下記のとおり発表されました。

(平成24年3月30日)

Q 当社では、節電対策として従来型の蛍光灯から、LEDの蛍光灯に取り替えました。ただ、既存の照明設備について、単純なLEDへの取替では、LEDの破損の恐れ等があるため、安定器の取替えも必要となりました。LED導入に併せて発注業者に安定器の取替作業もお願いしたところ、支出金額はLED取替費用込で、11,000円/本でした。このように、LEDの取替えに安定器の取替作業も行われた場合、資本的支出となってしまうのでしょうか。

A 通常であれば、安定器の取替作業(取得費や工事代)も修繕費に該当するとのことですが、固定資産の修理、改良等の支出金額について、当該固定資産の通常の維持管理や、き損した固定資産の原状回復費用であれば、修繕費とされ(法基通7-8-2)、当該固定資産の価値を高め、耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額は資本的支出とされます(法令132、法基通7-8-1)。

国税庁質疑応答事例「自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取得費用の取扱いについて」では、LEDの取替費用について、“節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、固定資産の価値等を高めているとして資本的支出に該当するとも考えられるが、蛍光灯(又は蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられるため、修繕費として処理することが相当”と回答しています。

LEDの取替えと同時にされる安定器の取替作業も、LEDを利用するために必要な作業であれば、質疑応答事例と同様に建物附属設備として価値等を高めるための改良とまではいえないため、修繕費に該当するといえるようです。

(週刊 税務通信 3212号 2012年5月14日より)

 **今月のワンポイント** **電子帳簿保存法**

帳簿書類の保存等に関して、税務署へ届出を行い承認を受けることで「電磁的記録(CD-ROM等)」による帳簿書類の保存が可能となります。「帳簿が膨大な量になる」「収納場所に困っている場合」など改善の1つとして、この制度の利用を検討される事をお勧めします。

税理士法人 朝賀事務所